

祖国再生への憲法論 ①

占領憲法の無効原因 ①

祖国再生同盟代表・弁護士 木原功仁哉



「憲法記念日」という名称のまやかし

今回から、祖国再生同盟の基幹政策の一つである「真正護憲論」の概要についてわかりやすく解説し、祖国再生の道しるべを示していきたいと思う。

戦後の我が国は、経済的・軍事的にみてアメリカの属国に外ならない。その原因は、GHQ占領期になされた様々な弱体化政策であり、その最たるものは占領憲法（日本国憲法）の制定である。

そもそも、占領憲法が大日本帝国憲法（明治憲法）の改正によって成立したとされることをご存じだろうか？ 表向きは、帝国憲法73条に基づき天皇の改正発議がなされ、貴族院及び衆議院でそれぞれ修正可決した上で成立したとされる。

そうすると、5月3日は憲法記念日とされている

が、「改正記念日」にすぎず、帝国憲法が施行された（明治23年）11月29日が真の憲法記念日のはずではないか。

改憲論も護憲論も、占領憲法が「有効に」成立したことを前提としているので「憲法記念日」との名称を受け入れているのであろうが、これは占領憲法の効力論争を封じ込めるための洗脳にすぎないのである。

さらに、占領憲法が帝国憲法の改正手続によって成立したというのであれば、仮に改正手続が帝国憲法に違反した事実があったとすれば、それは占領憲法が憲法としては無効で、帝国憲法が現在も有効との帰結に至ることに留意しなければならない。これは政治論ではなく厳格な論理的・一貫性が求められる純粋な法律論の話なのである。

改憲論・護憲論と対峙する「真正護憲論」

GHQによる占領統治は、広島と長崎に原爆を投じた強大な軍事力を背景に、仮にGHQに逆えば天皇の地位すら保障できないとの脅しによる実質的な「直接統治」だったのであり、その「暴力の切れ端」として制定された占領憲法は、後述する無効原因があることからしても憲法として有効とはいえない。

我々が主張する真正護憲論は、徹底的に論理性を貫いた見解である。すなわち、占領憲法の改正に反対するだけでなく、昭和22年の帝国憲法から占領憲法への改正は違憲無効であるため帝国憲法が現在も有効であり、占領憲法はアメリカとの講和条約（東京でGHQと交渉し、制定されたことから「東京条約」と称すべきである。）の限度で効力を認めるという見解である。

その支持者には西田昌司参院議員（自民）、石原慎太郎元東京都知事、中川昭一元財務相をはじめ自民党右派を中心に支持者が少なくない。

以下では、占領憲法が憲法として無効である原因として①帝国憲法75条類推違反、②同73条違反、③ヘーグ陸戦法規違反、④改正限界（國體条項）超越について述べる。

④は、國體論に関する説明が必要なので、次回述べることにしたい。

① 帝国憲法75条類推違反

GHQ占領により国家主権を喪失していたという国家の重大な変局時に、国家の最重要法規である憲法を改正することはできない、そのような改正は法的に無効なのである。

帝国憲法75条には「憲法及皇室典範ハ摂政ヲ置クノ間之ヲ変更スルコトヲ得ス」とある。帝国憲法の起草者である伊藤博文の解説によると、摂政が置かれる場合というのは陛下にご病氣などのご不例がある時であって、そのような国家変局時に憲法や皇室典範という最重要法規を改正できないということである。

そうすると、摂政が置かれている時よりもはるかに変局時といえるGHQ占領時というのは、帝国憲法75条の趣旨である「国家変局時には憲法改正ができない」と同じ問題状況が発生しているといえるから、同条の射程を及ぼし、同条の効果を発生させるべきといえる。これを「類推適用」という。よって、帝国憲法から占

領憲法への改正は、帝国憲法75条類推違反により無効であるから、帝国憲法は現在でも有効であるという論理的帰結に至るのである。

このことは清瀬一郎・元衆議院議員（後の衆議院議長）が、昭和30年7月4日に参議院本会議で指摘したことがあった。しかし、清瀬議員の指摘があまりにも正論なので、宮澤俊義（東大法学部教授）などGHQにおもねって公職追放を免れた当時の憲法学者たちはろくに反論できずに黙殺し、今日に至っているのである。

② 帝国憲法75条違反

占領憲法の起草が連合軍によってなされたことは、帝国憲法73条で定める「憲法改正発議大権」を侵害するもので無効である。すなわち、憲法改正の発議権は天皇に一身専属し、帝国議会ですら修正できないとするのが当時の憲法学の定説であり、内閣などの機関はもちろん、外国勢力の介入や関与を許容するものではないからである。

そもそも、占領憲法の発議は、昭和21年2月13日、このような重大案件をこうした杜撰で強引な方法と手続で議決したことについては手続面での合法性を充たさないことはいまでもないが、それ以上に、衆議院において二度、貴族院において一度、それぞれ修正決議した点は、発議大権の侵害となって無効である。

ちなみに、帝国議会には修正権はないという学説を主張していた佐々木惣一（京大法学部教授）と宮澤俊義は、共に貴族院議員でありながら貴族院での修正に何ら反対しなかった典型的な変節学者である。この変節学者らの唱えてきた学説を受け入れて、帝国議会には発議案に対する修正権がないのが定説であるとしてこれに反対し、修正を加えることは法的連続性を欠くと衆議院本会議で明確に主張したのは、皮肉にも衆議院議員の野坂参三（共産党）だけであった

③ ヘーグ陸戦法規違反

オランダのヘーグ（ハーグ）で我が国及び連合国が締結していた「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（ヘーグ条約）」（A. D. 1907）の条約附属書「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」43条（占領地の法律の尊重）に

「マッカーサーが同月3日にGHQ民政局（GS）へ「マッカーサー三原則（マッカーサー・ノート）」に沿って作成を指示したことに基づいて完成した英文の「日本国憲法草案」（GHQ草案）を、GHQ民政局長ホイットニー准将とケーディス大佐から吉田茂外相と松本丞治国務大臣らに手交して、これに基づく帝国憲法の改正を強制したことに始まるのであって、天皇の発議とは全く無縁のものであった。この「大権の私議と篡奪」は、「統帥権の干犯」というような非難の程度を遙かに超えたものである。

つまり、改正大権が一身専属の天皇大権であるにもかかわらず、天皇が自発的かつ自律的に改正を発議せず、天皇と枢密院を差し置いて、GHQと占領下政府によって改正案が私議され、改正大権が篡奪されたことが明らかである。

帝国議会においては、衆議院で帝国憲法改正発議案を修正可決し、その後に貴族院でも衆議院の送付案をさらに修正可決し、それを回付された衆議院では、これを憲法改正特別委員会に付託せずに直ちに本会議で起立方式により修正回付案を採択して可決したのであるよれば、「国ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ。」と規定されていた。

そして、ポツダム宣言は、「民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし。」（第10項）との表現をもって、改革すべきは帝国憲法自体ではなく、その運用面における支障の除去にあったことを強く指摘していたものであって、帝国憲法を改正しなければならぬような「絶対的ノ支障」などは全くなかった。

つまり、これまで我が国の根本規範及び最高規範として通用してきた帝国憲法には種々の人権条項があり、連合軍の占領政策を実施するにあたって、その運用を十全にすることによって充分であって、そのことについて「絶対的ノ支障」があるはずがなかったというのである。ましてや、明治典範を含む正統典範に至っては、そもそも何ら「支障」と考えられる点すらなかったのである。（つづく）